

**制度情報—2019年10月の法令から—**  
**北京市大地律師事務所**  
**(北京市大地律師事務所 日本部監修)**

## I 重要な法令のポイント解説

**国務院に委任し自由貿易試験区において関連法律規定の  
一時的な適用調整を行うことに関する決定**

(発令元) 全国人民代表大会常務委員会  
(公布日) 2019年10月26日  
(施行日) 2019年12月1日

ビジネス環境のさらなる改善を進め、市場の活力及び社会の創造力を引き出すために、自由貿易試験区内において、一時的に『中華人民共和国対外貿易法』、『中華人民共和国道路交通安全法』、『中華人民共和国消防法』、『中華人民共和国食品安全法』、『中華人民共和国税関法』、『中華人民共和国種子法』の関連規定の適用を調整する。この調整は3年間にわたり試行する。

上記の主な調整の内容は、対外貿易の経営者届出登記、食品経営許可にかかる審査認可を届出に改め、通関業者の登録にかかる審査認可を届出に改める等である。

**ビジネス環境改善条例**

(発令元) 国務院  
(法令番号) 令第722号  
(公布日) 2019年10月22日  
(施行日) 2020年1月1日

### 1. 主なポイント

- (1) 「ビジネス環境」を、「企業等の市場主体が市場経済活動の中で関わる体制・メカニズムの性質をもつ要素及び条件」と明確に定義し、この定義によりビジネス環境が「ソフト面の環境」であり、インフラ、環境保護等の「ハード面の環境」には関わらないことを明示した。このことは、ビジネス環境の改善において重点的に解決すべき問題が、インフラ、環境保護等の「ハード面の環境」ではなく、体制やメカニズム等の「ソフト面の環境」にあることを表している。  
(第2条)
- (2) 市場主体に対する合理性のない参入要件や制限を排除する。(第二章)
- (3) 行政サービスの最適化の継続：政府及びその関係機関は、行政サービスの標準化を推進すべきであることを明確に規定。行政サービスの情報システムの統合を推進し、行政サービスの手続きを最適化し、「情報の孤島」や「デジタルデバイド」をなくし、引続き行政許可の簡素化と審査認可業務の最適化を図る。(第四章)
- (4) 監督管理・法執行の規範化と刷新：監督管理の対象及び範囲を明確化し、監督管理の職権を明確に整理し、法により市場主体に対する監督管理を行い、網羅的な監督管理を実現する。信用の監督管理、「2つのランダム、1つの公開」監督管理、寛容で慎重な監督管理、「インターネット+監督管理」等を明確に推進する。(第五章)

### 2. 今後の留意点

『条例』では、国レベルのビジネス環境改善の「基本法」が確立され、各地、各機関が実状に応じて法によりビジネス環境改善の改革措置を模索、刷新することを奨励している。各地によるビジネス環境改善の効果をどう評価するかが、各地での『条例』の実施徹底を検証するうえでの重要な課題となる。

今回の『条例』可決は、全国に適用されるビジネス環境改善の基本的制度が形成されたことを意味し、将来的に基本制度と具体的な規則の整合的な実施をどう実現していくかに、市場主体の注目が集まっている。(全72条)

### 外資安定のための20条の新施策

(発令元) 商務部

(公布日) 2019年10月29日

10月29日、国務院の定例政策説明会で、王受文商務部副部長兼国際貿易交渉副代表より、先頃国務院常務委員会会議で『外資利用業務のよりよい実施に関する意見』(以下『意見』という)が可決され、近く公布されることが発表された。

これは最近3年間にわたり国務院が公布してきた、外資に特化する4件目の文書となるものである。『意見』では、対外開放を進め、投資促進を強化し、投資の利便性向上改革を進め、外資による投資の適法な権益保護を強化するという4つの面にわたり、20条の外資を安定させるための政策措置が提起され、引続き全国及び自由貿易試験区の外商投資参入ネガティブリストの内容を縮減し、ネガティブリストにない制限措置を全国的に整理し、撤廃すること等が求められている。

### 外国貿易のモデルチェンジ・グレードアップを加速し 質の高い貿易の発展を推進する活動の状況報告

(発令元) 国務院

(公布日) 2019年10月23日

#### 1. 主なポイント

(1) 中国の貨物輸出入総額は、1978年の206.4億米ドルから2018年には4.62兆米ドルに増加し、中国は貨物貿易における世界首位の大国となり、国際市場におけるシェアも1%に満たなかったものが11.8%にまで上昇した。うち、輸出は97.5億米ドルから2.48兆米ドルに、輸入は108.9億米ドルから2.14兆米ドルに、それぞれ拡大した。

中国のサービス輸出入総額は、1982年の46.9億米ドルから2018年には7,919億米ドルに増加し、2014年以来連続6年間にわたりサービス輸出入の世界第2位を占めている。

(第1条)

(2) 2018年の民間企業の輸出は13.2%増となり、各経営主体全体に占める割合率は2012年に比べて10.4ポイント上昇して48.0%となり、輸出主体首位の地位を維持している。国有企業の占める割合は10.3%、外資系企業は41.7%である。2018年の一般貿易輸出は13.9%増で、各種の貿易方式全体に占める割合は2012年に比べ8.1ポイント上昇して56.3%となった。加工貿易輸出は5.1%増で、占める割合は32.0%である。(第1条)

(3) 外国貿易の安定を保ちつつ質を高め、国際市場の構造をさらに最適化する。まもなく公布される『貿易の質の高い発展の推進に関する指導意見』を確実に実施し、具体的な政策措置について検討、制定したうえ、公布する。(第4条)

(4) 輸入を積極的に拡大し、サービス貿易を大いに発展させ、貿易における新たな業態の発展を促進する。(第4条)

(5) 海南自由貿易試験区の建設を全面的に推進する。東アジア地域包括的経済連携(RCEP)協定の早期締結を目指す(最新の報道によれば、2020年に当該協定が締結される見込み)。日中韓自由貿易協定、中国EU投資協定の交渉プロセスを加速させる。中露戦略的大型プロジェクト協力を進め、中国・ロシア・ユーラシア経済パートナーシップ協定の交渉を開始する。

(第4条)

#### 2. 今後の留意点

この報告書では、日中韓自由貿易協定の交渉プロセスを加速させる必要があるとしており、日系の企業や機関で関連の動きに十分注目することを勧める。(全4条)

## クロスボーダー貿易投資の利便性向上のさらなる促進に関する通知

(発令元) 国家外貨管理局

(法令番号) 匯発〔2019〕28号

(公布日) 2019年10月23日

(施行日) 2019年10月23日

### 1. 主なポイント

- (1) 貨物貿易外貨収支の利便性向上の試験運用地域を拡大し、広東・香港・マカオベイエリア及び上海、浙江にある試験運用地に加え、その他の地域でも規定に従う貨物貿易外貨収支の書類審査確認、特殊外貨返還業務登記の撤廃、輸入外貨決済確認検査の簡素化といった試験的業務を支持する。(第1条)
- (2) 投資性会社以外の外資系企業が、資本金を用いて中国国内で持分投資を行うことへの制限を撤廃する。(第2条)
- (3) 試験運用地域で条件を満たす企業は資本金、外債及び国外上場等の資本項目下の収入を国内での支払いに使用する際、1件ごとに真実性を証明する書類を銀行へ提出することは不要とする。(第3条)
- (4) 銀行以外の債務者は所在地の外貨管理局で外債の抹消登記を行うべきであるとする管理上の要求を撤廃する(直接銀行で手続きできるようになる)。(第6条)

### 2. 今後の留意点

当該通知により、金融機関以外の企業の外債について1件ごとに登記する制度が試験的に廃止されたほか、試験運用地域の金融機関以外の企業では、所在地の外貨管理局で、純資産の2倍の規模の外債登記を行うことができ、登記金額の範囲内で自ら外債資金を借入れることができ、銀行で資金の海外への送金や被仕向送金の受け取り、外貨購入等の手続きが直接できるようになった。

(全12条)

## 『非居住納税者協定待遇享受管理弁法』の公布に関する公告

(発令元) 国家税務総局

(法令番号) 公告2019年第35号

(公布日) 2019年10月14日

(施行日) 2020年1月1日

### 1. 主なポイント

- (1) 本弁法は、2015年に公布された『非居住納税者租税協定待遇享受管理弁法』への改訂を行ったものである。
- (2) 今回の改訂により、非居住納税者が協定の待遇を享受するのに適格であることを示す資料を申告時に提出するという方式から、「自ら判断したうえ申請し、関連資料については後に調査を受ける場合に備えて保管する」という方式に改めた。(第3条)
- (3) 「非居住納税者」の定義を変更した。旧弁法では「非居住納税者とは、国内の租税法規定又は租税協定により中国の税収対象居住者に属さない納税者(非居住者企業と非居住者個人を含む)である」と規定していたが、新弁法では、「非居住納税者とは、租税協定の居住者条項で、締約相手国の税収対象居住者とすべきことが規定される納税者」と規定し、改訂後の非居住納税者の定義がより正確なものとなった。(第4条)
- (4) 今回の改訂により、非居住納税者が記入すべき報告書の数量が大幅に減らされた。(第8条)
- (5) 今回の改訂で、非居住納税者と源泉徴収義務者の責任がより明確に区別された。(第15条、第16条、第17条)

## 2. 今後の留意点

各級の税務機関では、今後非居住納税者が協定待遇を享受した後の監督管理を強化し、協定の濫用や租税回避リスクを防止することになる。税務機関で協定待遇を享受する条件に適合することが確認できない納税者は、不適格とみなされる。(全25条)

## II 法令運用上のケーススタディ解説

### 1. 事件の概要

王氏は、2016年7月にA社に入社してオペレータの職務に就くこととなった。A社では、工場敷地内にある寮を従業員に提供していた。2016年7月15日の退勤後、王氏は工場敷地外にある市場へ買物に行く途中で交通事故に遭った。警察により、王氏は今回の事故において副次的な責任を負うものと認定された。2016年8月2日、王氏は労災認定機関に労災認定を申請した。

### 2. 紛争の焦点

王氏が退勤後、買物に行く途中で発生した交通事故により負った傷害は労災に該当するか。

### 3. 弁護士の分析

『労働災害保険条例』第14条第(6)号の「出退勤の途中で、本人に主たる責任のない交通事故又は都市軌道交通、旅客フェリー、列車の事故により傷害を負ったとき」及び『労働災害保険行政事案の審理にかかる若干の問題に関する最高人民法院の規定』第6条第(3)号の「日常の業務や生活に必要な活動に従事し、かつ合理的な時間と合理的なルートでの出退勤の途中」との規定があることにより、従業員が日常の業務や生活に必要な活動に従事し、かつ合理的な時間と合理的なルートでの出退勤の途中で発生した交通事故により負った傷害に限り、労災に該当するとされている。

本件において、王氏の居住場所は会社敷地内の社員寮であり、王氏は退勤後、買物のために工場敷地を離れたが、工場敷地を離れた理由は買物であり「帰宅」ではなかったことから、買物の途中で負った傷害は『労働災害保険行政事案の審理にかかる若干の問題に関する最高人民法院の規定』第6条所定の事由に該当せず、労災と認定することはできない。

### 4. 司法判断

本件について、労災認定機関による鑑定、裁判所による一審、二審が行われたが、いずれも王氏の負った傷害は労災に該当しないと判断された。

### 5. 留意点

実務の中で、従業員が会社と自宅を往復する途上で発生した交通事故が労災に当たるかどうかは、「会社と自宅を往復する途上」が「合理的な時間」の「出退勤の途中」であるかどうかを具体的に分析、判断する必要があるが、現実の具体的な状況はかなり複雑であることが多く、紛争になりやすい。

会社の規則制度の中で、従業員の入社時には通勤ルート及び交通手段の情報を提供することを明確に規定し、将来そのルートの範囲を超える場所で交通事故が発生した場合に、会社が「労災に当たらない」ことを主張できるようにしておくことが勧められる。

従業員が通勤中に負った傷害が労災に当たるかどうかになお疑問が残る場合は、使用者が必要のない損失を被ることを避けるため、労災認定機関に労災認定を申請することを勧める。その認定結論に対して異議がある場合は、裁判所に行政訴訟を提起することができ、従業員の負傷が労災に当たるかについて、裁判所による最終的な認定を受けることができる。